

紀美野町町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

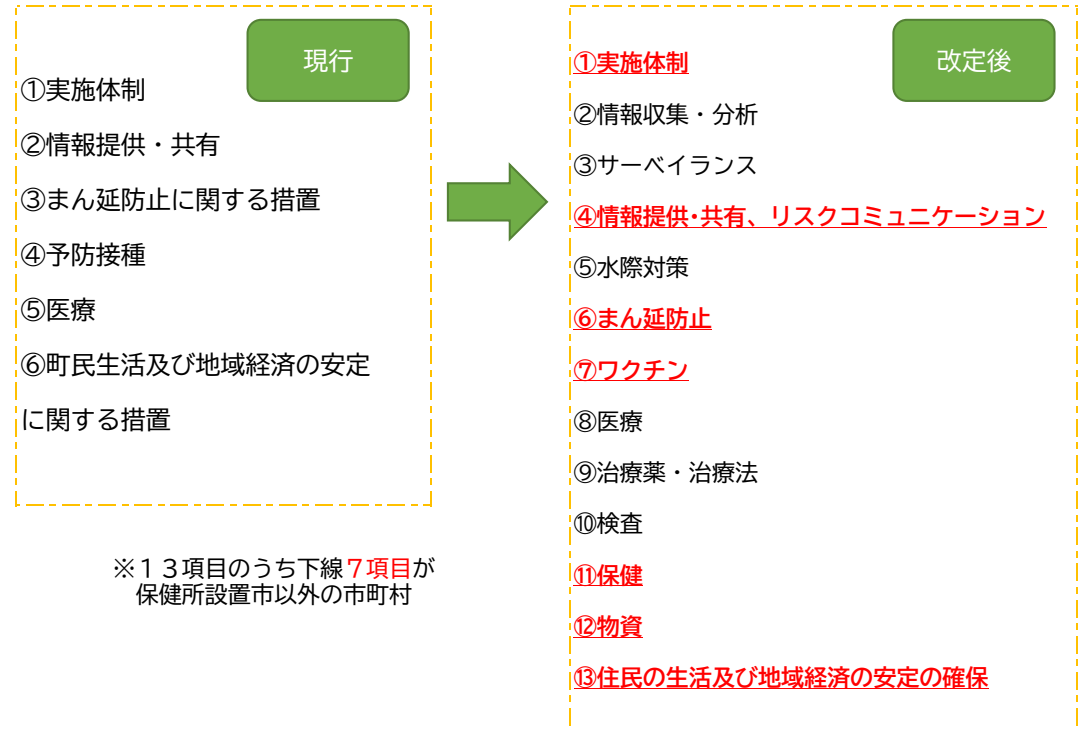
1. 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

新型コロナウイルス感染症を始めとした実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機に対して、より万全な対応を行うことを目指して、**令和6（2024）年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改定され、令和7（2025）年7月に「和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定された。**

これにより、紀美野町においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、政府及び県行動計画の趣旨を踏まえ、改定する。

2. 町行動計画改定のポイント

- (1) 政府行動計画や県行動計画の改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、計画を抜本的に改定
- (2) 対策項目が拡充され（6項目→13項目）、そのうち7項目を市町村の計画に反映 ※保健所設置市以外
- (3) 対策項目ごとに3区分（準備期・初動期・対応期）に再設定の上、準備期に取組を充実



3. 7項目の主な取組

対策項目		準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応)
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、連絡体制の確認及び訓練を実施 ・業務継続計画の作成・変更及び有事における役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな実施体制の整備、地域の実情に応じた対策を実施(職員派遣など)
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等に関する情報収集・提供体制及びリスクコミュニケーション体制の整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等を町民等に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加えて、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し町民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施
3	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染対策を想定する内容やその意義について周知広報を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応が取れるよう、患者や濃厚接触者への対応方法を確認し、町内でのまん延防止の準備等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のまん延防止対策を講じ、基本的な感染対策の実施を事業所や学校等にも周知
4	ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・県や医師会、医療機関等と連携し、円滑な接種が実現できるよう必要な準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針を踏まえ、県や医師会等と連携し、接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・構築した接種体制に基づき、迅速に接種を実施
5	保健	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察等に協力
6	物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄し、備蓄状況を確認 	—	—
7	住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び住民等に適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び町民等に、感染対策等の必要となる可能性のある準備等を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活及び地域経済の安定を確保するため、必要な支援等を実施

(参考) 対策時期の考え方

現行計画 (改定前)	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
新計画 (改定後)	準備期	初動期	対応期			
	感染症発症前の段階	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期①	病原体の性状等に応じて対応する時期②	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期③	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期④

対策時期／概要		対策時期の変更にかかる考え方
準備期	感染症発生前の段階	従来計画では、平時から準備についての記載が不十分であったため、各項目毎に準備期を独立させて記載の充実を図るよう変更された。
初動期	感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等がすぐに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっていることなどから、ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付けるよう変更された。
対応期	基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定した幅広く対応できるシナリオとし、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とするよう変更された。